

同意書

株式会社高陽社 御中

私 代理店（以下、乙という）は、**KOYO BUSINESS GUIDE BOOK**（コーヨービジネスガイドブック）に則り、株式会社高陽社（以下、甲という）の代理店として甲とともに発展を目指し、健全な販売および勧誘行為を進めるため、次の内容に同意し遵守して代理店活動を行います。

第1条（個人情報の取扱いについて）

乙は、乙の紹介にて甲の商品（以下、甲商品という）を購入および紹介するために登録または申込の際に知り得た個人情報を、甲商品の購入および紹介する目的以外に、サービスの提供および使用してはならない。

第2条（禁止行為）

- (1) 乙は、甲に登録している販売店、代理店、特約販社（以下、甲メンバーという）に甲以外のビジネスの勧誘行為を行ってはいけない。
- (2) 乙は、乙の所属となっている販売店と愛用者に対して、販売および勧誘が出来る。また、乙は、乙以外の代理店または特約販社の所属となっている販売店に対して販売および勧誘を行ってはいけない。

- (3) 乙は、甲商品の価格について、販売店、代理店それぞれの資格に応じて設定されている価格以外で販売および勧誘することにより甲メンバーの営業活動を妨害してはならない。
- (4) 乙は、独自に通信販売、カタログ販売、インターネットによる紹介および販売や、商品説明のともなわない店頭販売等を行わないこと。(但し、商品説明を含み、甲に認められた場合は除く)
- (5) 乙は、乙の立場を利用し、甲メンバーに損害を及ぼす行為その他の迷惑行為を行ってはならない。
- (6) 乙は、その他信義則に反する行為を行ってはならない。

第3条 (報告の義務)

本同意書第2条の禁止行為は、甲メンバーの営業活動を妨害する行為であり、信義則を遵守し真摯に活動している甲メンバーに対しての多大な迷惑行為である。特に甲商品の販売および勧誘活動により生計を立てている甲メンバーにとっては、生活をも脅かしかねない重大な行為であるとの認識を乙はしなければならない。

乙は、甲メンバーが禁止行為を行っていることを認識した場合は、所属特約販社を通じて甲に報告をしなければならない。

第4条（資格喪失）

乙は、本同意書の内容に違反した場合は、代理店資格を喪失する場合がある。

また、乙は、その行為により甲および甲メンバーに損害が生じた場合は、その損害につき賠償責任を負うものとする。

第5条（資格喪失した場合の割戻金）

乙は、代理店資格を喪失した場合、その喪失した日を含む当該期の割戻金は受けることができない。また、乙は、代理店資格を喪失した当該期において既に支払われた割戻金を所属特約販社に返還しなければならない。

本同意書の内容について、確認・同意し下記に署名・捺印いたします。

年 月 日

所属特約販社名 _____

代理店名 _____ 印